

# 個人事業主の方へ

回覧

こんなお悩みを抱えていませんか？

- ・売上はあるが、なぜか分からないが月々厳しい
- ・売上が減少していて、先行きが不安

そんな事業主の方は

## 資金繰り表

を作成してみてもいいですか？



先行きが見通せ、安心して事業ができるようになります。

- ・半年先まで安定した事業が可能だ！
- ・3カ月後に資金ショートが見込まれるから来月イベントで売上を上げよう！



等、最低限の運転資金の規模感を握められ、必要最小限の借入で事業ができます。

「資金繰り表」作成のご相談は、古川町商工会、神岡商工会議所、飛騨市ビジネスサポートにご相談ください。

また、別添の個人事業主対応の、償還免除付き「飛騨市生活支援資金貸付事業」を社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会にて受付しております。こちらを利用される場合も、「資金繰り表」を作成して申込みいただければスムーズに進みます。

(※ただし、当貸付金を事業資金に充てることはできません)

お申込み・お問合せ

【資金繰り表について】

古川町商工会 0577-73-2624

神岡商工会議所 0578-82-1130

飛騨市役所商工課 0577-73-7463

【生活支援資金貸付事業について】

別添をご覧ください

## 新型コロナウイルス感染症対策の影響で生活が苦しいという方へ

償還免除要件付き

# 飛騨市生活支援資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、就業時間の減少により、収入が減少し、生活資金が滞る方に対して当面の生活資金を無利子で貸し付けます。

収入等の回復状況が思わしくないときは、償還を免除する要件があり、安心！他の公的貸し付けとも併用可能です。

### 1. 飛騨市生活支援資金（新型コロナウイルス感染症対策対応型）とは

新型コロナウイルス対策の影響により、一時的に収入が減少し当面の生活資金や生活再建等に資金が必用な場合に、無利子で生活資金を借りることができるもので、日常生活の維持や生活の安定のためにご活用下さい。

### 2. 資金の概要

貸付額	<p>【 貸付 】</p> <p>借受人が希望する額で<b>30万円以内</b>。</p> <p>借入が30万円未満の場合は、その借入日から3ヶ月以内の期間中であれば、残りの額を以下の方法により借りることができます。</p> <p>（追加貸付）</p> <p>一部を貸し付け、その後の資金需要の状況に応じて希望により貸付を受けることができます。</p> <p>（分割貸付）</p> <p>任意に分割して貸付を受けることができます（毎月10万円借りるなど）。</p> <p>【 再貸付 】</p> <p>上記貸付終了後、引き続き貸付要件を満たす状態にある場合は、再度3ヶ月を超えない期間の中で、同様に30万円の貸付を受けることができます。</p>
貸付対象者	<p>新型コロナウイルス対策の影響により、収入が減少し当座又は当面の生活資金や生活再建の資金に窮している方で飛騨市内に在住する方次のいずれにも該当することが必要となります。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い、通常の経常的な収入月</p>

	<p>額に対して、当該資金の借入申しようとする日の直近の月の収入月額が概ね 2/3 以下に減少した方</p> <p>(2) 借入申込者に特別な事情があり、本会会長が必要があると認めた方</p> <p>※同一世帯で複数人でも貸付要件に合致していれば貸付可能です</p>
据置期間	最終貸付日から1年以内
償還期間	据置期間終了後から5年以内 ※繰上償還、一括償還も可能です
返済保証人	不要
貸付利息	無利息

### 3. 貸付対象及び貸付要件

貸付対象者	<p>新型コロナウイルス対策の影響により、収入が減少し当座の生活資金等に窮しているが、他の公的な各種支援制度の支援につながらない方で飛騨市内に在住する方</p> <p>※貸付は個人による申請とします。</p>
貸付要件	<p>次のいずれにも該当することが必要となります。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い、通常の経常的な収入月額に対して、当該資金の借入申しようとする日の直近の月の収入月額が概ね 2/3 以下に減少した方</p> <p>(2) 一時生活資金として当面必要となる生活費であること</p> <p>※各号に規定する収入月額については総収入額から季節的等一時的な手当、時間外勤務手当の額を控除した額で、経常的な収入額と認定できるものにより計算します。</p>

### 4. 貸付申込に必要な書類

#### ① 借入申込書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活支援資金借入申込書

#### ② 本人確認できるもの

健康保険証（写）、運転免許証（写）、パスポート（写）

- ③ 世帯の状況がわかるもの  
確認に必要と判断する場合は、世帯全員の住民票（又は外国人登録原票）（写）
- ④ 借入申込者及び同世帯で収入のある方全員の給与額等月額収入のわかるもの。  
新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う収入減少が認められる直前の月までの2ヶ月分以上及び借入申しようとする日の直近の月の給与明細書（写）、給与振込通帳（写）等月の収入額がわかるもの
- ⑤ 個人情報取扱の同意  
社協で用意する「個人情報同意書」
- ⑥ その他市社協会長が必要とするもの

#### 5. 貸付対象とならない主な事例

- ① 株式・有限会社等の法人や団体等が借入れを希望する場合
- ② 恒常的に生活が困窮している世帯が借入れを希望する場合
- ③ 借金返済のための支払いや収入減少前から滞納している物の支払いに充てる場合  
(収入減少時の一時的な借金や滞納の返済の場合は認められる場合があります。)
- ④ 多額の負債がある場合
- ⑤ 債務整理中または検討（破産申立、特定調停、民事再生、任意整理等）をしている場合
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団員が属する世帯等

#### 6. 貸付に特待者があります

飛騨市社会福祉協議会において、資金の必要性及び借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の適否を判断します。審査結果が出るまでに一定の期間を必要とします。審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合がありますので、あらかじめご了解ください。

#### 7. 貸付完了後の確認

貸付後、虚偽による申請又は不正な手段により貸付けを受けた場合、借り受けた資金の用途をみだりに変更した場合や、資金用途 以外に流用した場合は、資金の全額（又は一部）を直ちに返還していただきます。

## 8. 借入について

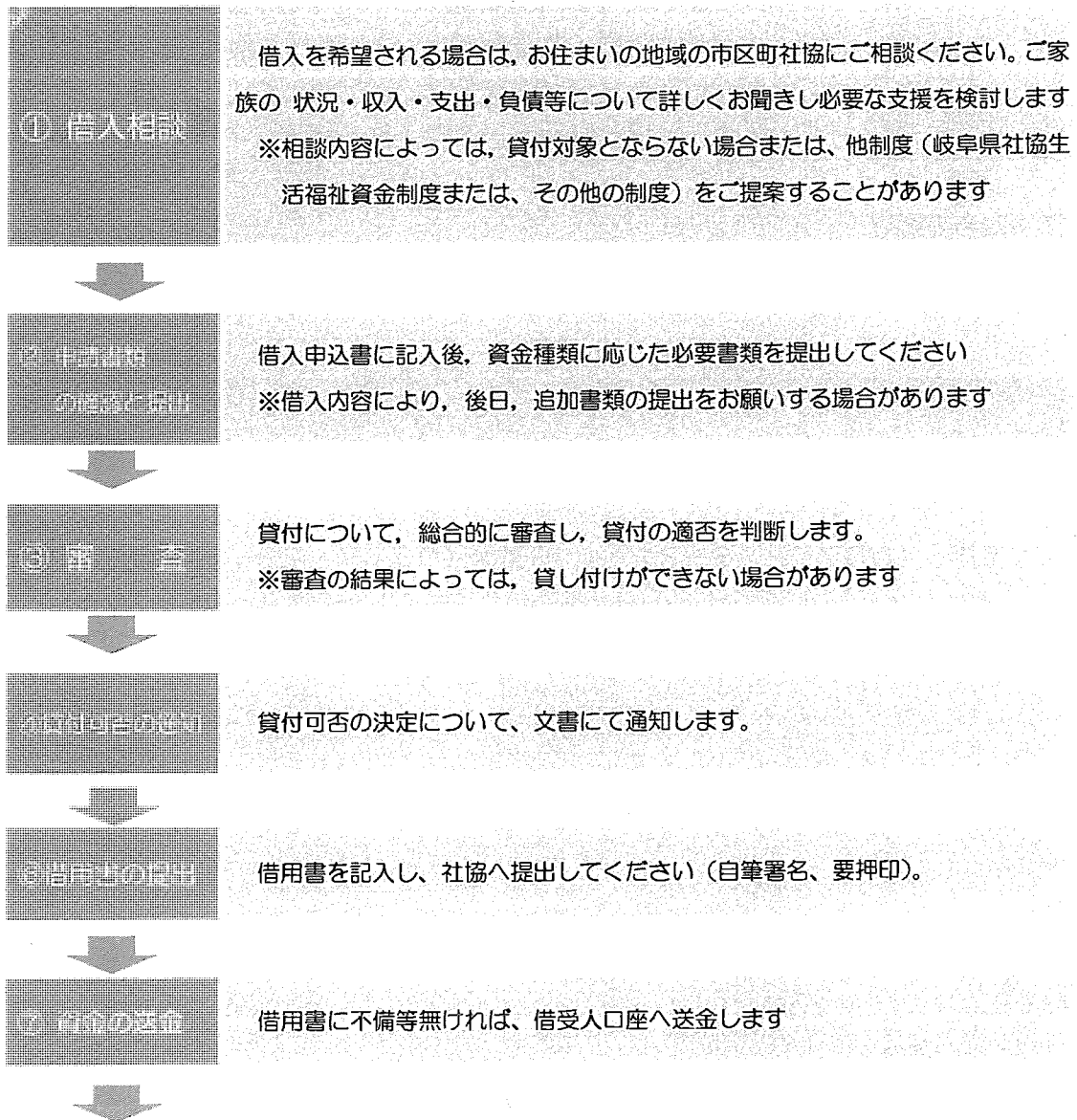
償還方法	据置期間経過後、原則としてお振込み（高山信用金庫神岡営業部）による償還となります。
延滞利子	なし
滞納等の際の 取り扱い	<p>やむを得ず滞納となった場合は、文書督促や電話・面談等により償還の促進と相談支援を行います。</p> <p>連絡が取れない場合や長期滞納となった場合は、借受世帯や連帯保証人等の状況を確認するために、自宅の訪問や現地調査等を行います。</p> <p>また、やむを得ない事情があると本会会長が認めた場合は原則1年を超えない間で償還を猶予できる場合があります。</p>
償還の免除	<p>下記の場合は償還の免除になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護受給を開始したとき</li> <li>(2) 民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき</li> <li>(3) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき</li> <li>(4) 借受人が死亡した場合又は償還期限到来後1年経過しても所在不明となった場合</li> <li>(5) 償還据置期間を終了し、償還が始まる際に、なおも生活困窮状態にあり、市における自立に向けての家計支援、就労支援その他の必要な伴走的支援を受けて自立を目指す場合で、当該市の支援において償還免除が必要と判断した場合。</li> <li>(6) 当初借入日から4か月目における世帯（住民登録上の世帯）の総収入月額が、単身世帯10万円、2人家族世帯15万円、3人家族世帯20万円、4人家族世帯25万円（以降は世帯員数1人増加ごとに5万円加算）と、借入金返済額、賃貸住宅家賃額、子どもの学費、別居親族への仕送り額その他の市社協会会長が家計におけるやむえないと認める支出固定経費がある場合は、当該経費を加算した額を概ね下回ると本会会長が認める場合 同一世帯で複数の方が借入している場合は同一世帯内で1人分のみが免除対象</li> </ol>

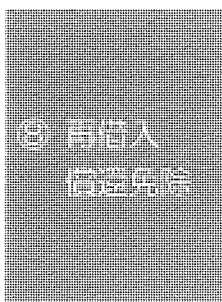
## 9. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報の取り扱いは「個人情報保護法」及び「個人情報保護規程」に基づき、適正かつ厳正に管理しますが、法令に基づく場合や制度の目的を達成するために必要な範囲において、関係機関へ情報提供を行う場合があります。

## 10. 貸付及び償還（免除）の流れ

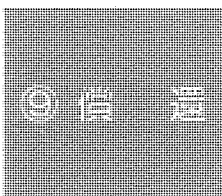
### 貸付及び償還の流れ





【再借入】 当初借入日から 4 か月目 に入った時点から 3 月 の間に、なおも本制度の貸付条件に合致している状況の場合 で、再借入のご希望があれば、必要な状況確認を行い 再貸付を行います。

【償還免除】 当初借入日から 4 か月目の世帯の収入月額が 償還免除要件に合致する場合は償還免除されます。



据置期間経過後に借用書で定めた償還方法により償還期限までに償還していただきます。お振込みの場合振込手数料は借受者負担になります。(償還開始時点で償還ができない家計状況にある場合、市の自立支援を受けそこで必要と判断されれば免除されることがあります。)



社協から借用書を返還します。

#### ご相談や事業に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会

電話 (0577) 73-3214 FAX (0577) 73-0711

URL <http://www.hidasi-syakyo.net> Email [info@hidasi-syakyo.net](mailto:info@hidasi-syakyo.net)